

独立行政法人国立病院機構埼玉病院
手順書等変更点一覧

作成日:2022年4月1日

手順書名	頁	項目	変更前	変更後	変更理由
独立行政法人国立病院機構埼玉病院受託研究取扱規程細則	1	(受託研究(治験)審査委員会等)第3条	2 副委員長は、臨床研究部長とする。なお、委員長にことある場合は、委員長に代わり会議を運営する。	2 副委員長は、臨床研究部長 <u>または治験管理室長</u> とする。なお、委員長にことある場合は、委員長に代わり会議を運営する。	副委員長の追加
	5	(附則)	-	令和 4年 4月 1日 一部改定	
独立行政法人国立病院機構埼玉病院における企業主導治験に係る受託研究(治験)審査委員会標準業務手順書	1-2	(本委員会の設置及び構成)第3条	本委員会は、院長が指名する者をもって構成する。なお、院長は本委員会の委員にはなれないものとする。 (1) 専門委員 ア 委員長:副院長 イ 副委員長:臨床研究部長 ウ 委員:診療部門部長及び医長から3名以上、薬剤部長、看護部長	本委員会は、院長が指名する者をもって構成する。なお、院長は本委員会の委員にはなれないものとする。 (1) 専門委員 ア 委員長:副院長 イ 副委員長:臨床研究部長 <u>または治験管理室長</u> ウ 委員:診療部門部長及び医長から3名以上、薬剤部長、看護部長	副委員長の追加
	9	(附則)	-	令和 4年 4月 1日 一部改定	
独立行政法人国立病院機構埼玉病院における医師主導治験に係る治験審査委員会標準業務手順書	1	(治験審査委員会の設置及び構成)第3条	治験審査委員会は、院長が指名する者をもって構成する。なお、院長は治験審査委員会の委員にはなれないものとする。 (1) 専門委員 ア 委員長:副院長 イ 副委員長:臨床研究部長 ウ 委員:診療部門部長及び医長から3名以上、薬剤部長、看護部長	治験審査委員会は、院長が指名する者をもって構成する。なお、院長は治験審査委員会の委員にはなれないものとする。 (1) 専門委員 ア 委員長:副院長 イ 副委員長:臨床研究部長 <u>または治験管理室長</u> ウ 委員:診療部門部長及び医長から3名以上、薬剤部長、看護部長	副委員長の追加
	9	(附則)	-	令和 4年 4月 1日 一部改定	